

2020年度(2019年度実績)省エネ法定期報告書・中長期計画書作成にあたって

中国経済産業局 エネルギー対策課

標記定期報告書・中長期計画書の作成にあたっては、以下の点を参考にしてください。

I. 定期報告書の作成

1. 定期報告書記入要領について

定期報告書の作成の詳細は資源エネルギー庁HPで確認をしてください。

「省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書(特定事業者等)記入要領(令和2年3月31日改訂)」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuoroyo.pdf

2. 定期報告書作成支援ツールの利用・選択について

定期報告書の作成を支援するためのツールとして、アプリ版とエクセル版の2種類があります。アプリ版は、必要な情報を入力することにより、自動的に定期報告書様式に反映され効率的な報告書作成ができます。また、基本情報等を次年度に引き継ぐことが可能となっています。

エクセル版は、報告書の様式のイメージで報告書を作成できます。計算部分は、エネルギーの実績値を入力すれば、多くが自動的にできます。

注) 文中 ★はアプリ版ツールの方 ☆はエクセル版ツールの方 用の記述です

3. 事前準備

- ・前年度に提出した定期報告書(控)
- ・統括者選解任、新規事業所等の事業者及び事業所基本情報の変更情報
- ・設置しているすべての事業所の当該年度の「エネルギーの使用と密接な関係を持つ値」
- ・設置しているすべての事業所の当該年度の種類毎のエネルギー使用量等(電気は電気事業者毎の使用量)

4. ツールの準備

(1) ダウンロード

エネ庁HP「定期報告書作成支援ツール(2020年度提出用)」の画面から、アプリ版またはエクセル版の支援ツール申し込みを行い、送られてきたURLからダウンロードしてください。エクセル版も今年度から申し込んで頂くことになりました。

導入マニュアル、操作マニュアルも適宜参照してください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

5. 報告書の作成

(1) 事業者全体の報告分(特定-第1表~特定-第12表)

以下に、作成にあたっての留意事項を説明します。定期報告書記入要領にもありますが、特に問い合わせや記載ミスが散見される点について留意事項として記載しています。

注) 文中 ★はアプリ版ツールの方 ☆はエクセル版ツールの方 用の記述です

特定事業者の様式 2020年度(2019年度実績)報告への注意事項	
表紙	1 提出先は管轄の経済産業局長及び各事業の所管省庁を登録します。 ★「その他の情報入力」の「提出先登録」から登録します。中国経済産業局長以外の提出先がある場合は「②提出先が複数ある場合」から中国経済産業局長を含め連名で登録してください。 ☆電子申請の場合は、一括して送信しますので必ず連名で記入してください。
	2 法人番号は国税庁法人番号公表サイトのHPで確認出来ます。 http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

第1表	1	<p>特定排出者番号は環境省のHPで確認できます。 https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search</p>
	2	<p>エネルギー管理企画推進者が未選任の場合は、名前の後ろに（作成実務者）と付記。 既に選任済みにもかかわらず(作成実務者)の付記が見受けられます。 （☆「未選任」ボタンは選択ボタンです選任済みの場合クリックしないで下さい）</p>
	3	<p>エネルギー企画推進者の職名に所属部署名のないもの、連絡先が代表電話番号のもが あります、定期報告書の内容に関する問い合わせ先を記入してください</p>
	4	<p>事業者名称又は所在地の変更があった場合は「前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無」が「有」で変更前の名称又は所在地の記載を確認してください</p>
特定第2表	1	<p>事業者全体のエネルギー量を入力します。 ★アプリ版では、特定第2表のエネルギー使用量は事業者全体の入力ではなく、「事業所」単位で入力されたエネルギーの種類ごとに、小数点以下を含む使用量を合算し、自動的に事業者全体表示になります。全事業所のエネルギーの入力が済んでいることを確認し進めます。</p>
	2	<p>都市ガスは供給事業者により、場合によっては同じ供給事業者でも場所によって単位発熱量が異なります。ガスグループ、換算係数（GJ/千m³）を確認してください。</p>
	3	<p>電気事業者の「昼間買電」「夜間買電」は一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し及び運用する電線路を用いて供給を受ける電気の昼夜別使用量をいいます。昼間は8～22時、夜間は22時～8時となります。昼夜の区別ができない場合はすべての使用量を昼間の使用量として報告してください。 昼間買電＝電力会社の検針票の「力率測定用有効電力量」等 夜間買電＝全使用電力量－「力率測定用有効電力量」</p>
	4	<p>夏季・冬季における電気需要平準化時間帯の「夏期・冬期」とは夏期（7月～9月）・冬期（12月～翌年3月）の昼間買電量が該当します。 年間7か月間で昼間買電の約60%となります。この割合が大きく違う場合集計ミスが考えられますので再確認願います。 なお、昼間買電の内数のため（ ）書きし、電気の小計には計上されていません。</p>
	5	<p>自営線を用いて他者から電気の供給を受けた場合は、電力供給事業者からのバックアップ電気使用量分を除いた電気使用量を「その他」の「上記以外の買電」に計上し、当該電気を発生させるために使用した燃料から算出される換算係数を用いることができます。</p>
	6	<p>購入した「未利用熱」がある場合は「使用量」の該当箇所へ計上するとともに、「購入した未利用熱の量」の該当箇所へも計上して下さい。この場合、未利用熱であることの証明として「未利用熱に関する覚書」の添付が必要です。</p>
	7	<p>原油換算値の対前年度比は妥当な値ですか？エネルギー使用量の記入漏れ、誤記はありませんか？</p>
特定第3表	1	<p>事業者全体の原単位算出困難な場合 ☆エクセル版の場合、特定第3表の二重線で囲まれた中で、「⑤のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値、、、二種類以上ある」に☑を入れてください。部分的にエクセルシートの欄が黄色になります、その欄に記入してください。</p>
	2	<p>事業者全体の原単位算出可能な場合 ☆エクセル版の場合、特定第3表の二重線で囲まれた中で「密接な関係をもつ値、、、一種類である」に☑を入れてください。部分的にエクセルシートの欄が黄色になります、その欄に記入してください。</p>
	3	<p>密接な関係を持つ値が1種類（事業者全体で同じ単位の分母）の場合 事業分類が複数でも事業者全体の行で原単位、対前年度比を算出します。 密接な関係を持つ値の名称、単位が異なる事業所があると密接な関係を持つ値が複数の場合の処理になります。</p>
	4	<p>密接な関係を持つ値が複数（Eの単位が細分類番号ごとに異なる等）の場合 事業分類毎に対前年度比寄与度計算されます。各事業分類の対前年度比は妥当な値ですか？100%を超えている部所等に省エネの状況について問い合わせ、原因を確認しましょう。事業者全体の対前年度比悪化の原因となっていることがあります。 （この場合事業者全体の原単位はありません、事業者全体の原単位の欄は空欄となります。）</p>
	5	<p>「工場等に係る事業の名称」には、日本標準産業分類の細分類番号に応じた「事業の名称」となります。細分類番号を入力すれば自動的に事業名が入力されます。 ★アプリ版の場合具体的な工場名や事業所名（〇〇工場等の固有名詞）の追記は可能です。別工場であれば細分類番号が同じでも事業分類（欄）を分けることが可能です。</p>

	6	<p>対前年度の原単位は正確に転記されていますか。 エネルギーの使用にかかると対前年度比は妥当な値ですか？特定第2表の原油換算量と整合は取れていますか、密接な関係を持つ値は間違いありませんか？</p>
	7	<p>☆特定第3-2の④'電気需要平準化時間帯の買電量（原油換算 k l） =電気需要平準化時間帯の買電量(千kw) ×9.97(GJ/千kw) ×0.0258 (kl/GJ) で計算されます。 事業者全体の買電量（原油換算 k l）は特定2表からの自動計算値です、各事業分類毎の値を集計したものと一致しないものが見受けられます、よく確認願います。</p>
	8	<p>電気需要平準化評価原単位の使用エネルギー量⑥' =第3表-1のエネルギー量④+電気需要平準化時間帯の買電量④' ×（評価係数=1.3-1） -販売した副生エネルギーの量⑤-購入した未利用熱の量⑥' で計算されます。 エネルギーの使用にかかると対前年度比は同レベル・傾向ですか？特定第2表の夏季・冬季の電気需要平準化時間帯の買電量の計算ミスで差が大きくなる事例を見かけます。</p>
	9	<p>原単位及びその算出方法を前年度報告から変更する場合は、過去5年間の原単位も変更していただきます。変更理由と5年間平均原単位の変更内容がわかる「変更申出書」を提出していただきます。変更申出書の様式は問いませんが、エネルギー管理統括者等の氏名及び押印が必要です。詳しくは局エネルギー対策課に問合せ願います。</p>
特定第4表	1	<p>事業者全体の原単位算出困難な場合 複数の種類のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で計算した場合は、全社の原単位はないため「エネルギーの使用に係わる原単位」は空欄で「対前年度比」欄のみの表記になります。</p>
	2	<p>事業者全体の原単位算出可能な場合 第3表で1種類のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で計算した場合は、「エネルギーの使用に係わる原単位」と「対前年度比」との両方の欄の表記となります。</p>
	3	<p>原単位及び対前年度比は右づめで入力し、過去データがない場合は空欄とし、入力ミスがないよう正しく入力してください。(第3表及び前年度定期報告書特定第4表の整合性確認)</p>
特定第5表	1	<p>(イ) (ハ) 特定第4表の5年度間平均原単位変化99.0%以下の場合は記載は不要ですが、99.0%を超えた場合は、改善できなかった理由が必要です。</p>
	2	<p>(ロ) (ニ) 特定第4表の対前年度比100.0%以上の場合は、改善できなかった理由が必要です。</p>
	3	<p>(イ) (ハ) 及び (ロ) (ニ) の改善できなかった理由は、定量的に分析した原因を簡潔にまとめてください。なお、原因に外的要因を含む場合は、できるだけ関連性を明確にしてください。</p>
特定第6表	1	<p>ベンチマーク対象事業は、今年度から 13大学、14パチンコホール業、15国家公務 の報告が追加されました。</p>
	2	<p>ベンチマーク指標計算ツールが公開されています。ご利用ください。(貸事務所業のツールが更新されています) https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/</p>
特定第7表	1	<p>特定第6表に該当する事業者は、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報について入力してください。 代表的な記載項目：対象事業所、目指すべき水準との差、未達理由（未達の場合）</p>
特定第8表	1	<p>I-1(1) 省エネの目標、省エネ設備の新設、更新等に関する事項を明確にしている場合は「整備している」を選択。取組方針を「策定していない」を選択した場合は1-1(3)①イ、ウ、③イ、(5)から(8)は実施していないを選択してください。</p>
	2	<p>I-1-(3) ①、②、③の管理者の責務の状況について、選任までの猶予期間中などで選任されていない場合でも、事業者として責務を果たしている場合はその旨の項に☑をいれてください。いずれかの項目に☑が入るようにしてください。</p>
		<p>II. ISO50001を認証取得している場合は「認証取得している」の項に☑又は■印を付けてください。</p>

特定第9表	1	第9表1、2当該年度にエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関し実施した活動を入力してください。中長期計画書の内容とリンクを確認してください。 <定期報告書記入要領にある記載内容例> ・省エネルギー推進組織の新設又は整備、活動 ・エネルギー診断担当業務組織の新設又は整備、活動 ・省エネルギー活動計画の策定及び実施の状況 ・エネルギー効率向上のための基準の策定、改廃の状況 ・エネルギー効率向上のための設備等の整備 ・共同省エネルギー事業の実施
	2	第9表3 新設した発電設備に関する事項(当年度において運転を開始した発電専用設備について記入(離島に設置したものを除く)) 「発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項」の欄には、配慮すべきと考えられる妥当な事項がある場合に記入
	3	第9表4 バイオマス混焼等を行う発電専用設備であって、平成28年度以降に運転開始したものであるについて毎年度記入。(離島に設置したものを除く)
特定第10表	1	エネルギー使用量の変化等により、前年度の指定区分から変更手続きが必要な場合(第1種⇒第2種、第2種⇒第1種、第1、2種⇒指定なし)は、現在の指定区分欄の「指定区分の変更手続きが必要」に☑を入れてください。
	2	第1種から第2種への指定変更及び第1種・第2種の指定取消の場合は、別途「エネルギー管理指定工場等指定取消申出書(様式第5)」の提出が必要です。この中で、エネルギー使用量が少なくなる理由を記載いただきます。
	3	本表に記入した工場等は定期報告書の指定第1表～第10表の提出が必要です。
特定第11表	1	エネルギー管理指定工場の指定を受けていない工場等で報告年度のエネルギー使用実績が1工場で1,500kl以上となった場合は記載します。
	2	本表に記入した工場等は、定期報告書の指定第1表～第10表の提出が必要です。(ただし、指定工場番号、エネルギー管理者・員名および前年度の実績等の記載は不要です。
	3	★複数の事業所をまとめてアプリで登録した結果、1,500kl以上になった場合は該当しません、「その他の情報入力」で「特定-第11表から削除する事業所」欄にチェックを入れ非該当としてください。
特定第12表-1	CO2の実排出量は、原則小数点以下を切り捨て整数値が表記されます。小数点以下の切り捨ては事業者全体の量と事業分類ごとの量それぞれ別に行ってください。 当該事業を所管する大臣欄の記入漏れがないように願います。記載されたすべての所管省庁が表紙に示した報告書の提出先となります。	
特定第12表-2	電気事業者及び熱供給事業者に該当する場合は、入力してください。	
特定第12表-3	調整後温室効果ガス排出量 =エネルギー起源調整後のCO2(電気の使用に伴うCO2に調整後排出係数を用いて算定したもの) +温室効果ガス算定排出量の報告書に記載した排出量(廃棄物原燃料使用に伴うものを除く) -無効化した国内及び海外認証排出削減量 +自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量	
特定第12表-4の1	毎年、電気事業者別のCO2排出係数は変わりますので確認してください。支援ツールを毎年ダウンロードすれば、自動的に係数は変わります。	
特定第12表-4の2	複数メニューを有する電気事業者の場合、選択メニューは正しいですか? 調整後排出係数「0」は水力等自然エネルギーに特化した特別メニューです。 環境省HP-電気事業者別排出係数 (https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc) 参照	
特定第12表-5	法律に定める算定方法又は係数と異なる値を使用する場合入力します。	
特定第12表-6	(クレジット関係情報)調整後排出ガス量の算定根拠となった値を入力します。 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載してください。 無効化又は移転を行ったことを確認できる資料の添付が必要です。	

特定第12表-7	<p>(権利利益の保護に係る請求)の有・無のいずれかを○で囲んで下さい。 情報公開が原則なので、通常は「権利利益の保護に係る請求は無」です。 詳しくは定期報告書記入要領112頁を参照してください。</p>	
<p>(2) 個別の工場・事業場の報告分(指定-第1表~第10表)</p>		
<p>(エネルギー管理指定工場(特定第10表に記載の工場)に加え、エネルギー使用量が1500kl/年(原油換算)以上の未指定の工場(特定第11表に記載の工場)も提出が必要です。)</p>		
指定第1表	1	<p>「工場指定番号」は指定通知書に記載された番号を正しく入力してください。 誤って、事業者を表す特定事業者番号を入力しているケースがあります。 なお、未指定の工場については指定工場等番号、エネルギー管理者(員)の氏名等の記入の必要はありません。</p>
	2	<p>フッターの特定事業者番号、指定工場番号は正しいですか?同じ番号の場合はどちらかが間違っています。 ☆特定事業者番号入力は「STEP1」の行No10になります。</p>
指定第2表	1	<p>都市ガスに入力した場合は、表枠外下部の都市ガス換算係数の記載を確認願います。 (例 ガスグループ13A、都市ガス換算係数46GJ/千m3) その他は特定2表に同じ。</p>
指定第3表	1	<p>使用の合理化に関する設備等の設備概要等は、「定期報告書記入要領」を参考にして、当該工場等の総エネルギー使用量の8割以上を網羅し、記入数は30以内としてください。</p>
指定第4表	1	<p>エネルギーの使用と密接な関係を持つ値は、前年度報告と同じ単位を用います。有効数字は4桁必要です。(例、102,500トン、33,740m³)</p>
	2	<p>対前年度比が表示されない場合は ★「その他の情報入力」で前年度定期報告書指定第4表の密接な関係を持つ値を記入してください ただし、未指定工場等で前年度原単位がない場合は「対前年度比」データ無しにチェックを入れてください。 ☆「STEP1」の行No26に前年度定期報告書指定第4表の密接な関係を持つ値を記入してください。</p>
指定第5表	1	<p>対前年度比が表示されない場合は ★「その他の情報入力」で前年度定期報告書指定第5表の各原単位を記入してください。ただし、未指定工場等で前年度原単位がない場合は「対前年度比」データ無しにチェックを入れてください。 ☆「STEP1」の行No30,35に前年度定期報告書指定第6表の密接な関係を持つ値を記入してください。</p>
	2	<p>原単位及びその算出方法等を前年度報告から変更する場合は、過去5年間の原単位も変更していただきます。変更理由と5年間平均原単位の変更内容がわかる「変更申出書」を提出していただきます。変更申出書の様式は問いませんが、エネルギー管理統括者等の氏名及び押印が必要です。詳しくはエネルギー対策課に問合せ願います。</p>
指定第6表	1	<p>★過年度の原単位及び対前年度比が空白の場合は「その他の情報入力」で前年度定期報告書指定第6表の該当年度原単位を記入し「対前年度比自動計算」をクリックしてください。未指定工場等過年度原単位がない場合は「対前年度比」のデータはなしにチェックを入れてください。</p>
指定第7表	1	<p>(イ)(ハ)指定第6表の5年度間平均原単位変化99.0%以下の場合は記載不要ですが、99.0%を超えた場合は、改善できなかった理由が必要です。</p>
	2	<p>(ロ)(二)指定第6表㊸、㊹の対前年度比100.0%以上の場合は、改善できなかった理由が必要です。</p>
	3	<p>(イ)、(ロ)、(ハ)(二)の記載理由は、定量的に分析した原因を簡潔にまとめてください。なお、原因に外的要因を含む場合は、できるだけ関連性を明確にしてください。</p>

指定第8表	1	<p>法第5条第1項1号関係の専ら事務所の場合は1の表を、法第5条第1項2号関係の工場（製造業等）の場合は2の表になります。</p> <p>★「基本情報入力」の事業所ごと登録の「指定-第8表の1又は2のどちらを選択しますか」で1. もっぱら事務所、2. 工場 で選択願います。</p> <p>☆「STEP1」行No13 報告建物の用途選択で1.事務所、2.工場等を選択してください。</p>
	2	<p>工場等に設置していない設備等については、当該設備の欄をすべて斜線で削除してください。ただし、1,(4)BEMSについては、採用していない場合「BEAMSを採用していない」の欄にチェックを入れてください。</p> <p>また、1,(8)賃貸事業者に対するエネルギー使用量についての情報提供については事業場の居室等を賃貸していない場合は斜線で削除してください。</p> <p>☆斜線を引く「該当なし」ボタンは列番号CKで印刷範囲の外にあります。</p>
	3	<p>管理標準の設定の状況が「未設定」であれば、管理の状況は「実施していない」にチェックしてください。</p> <p>「未設定」としているにも関わらず「実施している」又は「一部実施している」とすると論理矛盾としてエラーになります。</p> <p>未設定と考えている工場等が、計測・保守等を実施している場合は、管理標準として完全に整理・体系化はされていないが、一部設定（保守点検表等が存在）の状態ですから、設定の状況を「一部設定済（進捗率を記載）」にチェックし、進捗率（例60%）を入力してください。</p>
	4	<p>受変電設備がある事務所等は「（4）受変電設備」、同じく受変電設備がある工場等は「（5-2）抵抗等による電気の損失の防止」が必ず該当します。電気エネルギーを使用している事務所・工場等は、自社の受変電設備の有無について確認をしてください。</p>
	5	<p>電気エネルギーの使用がある場合は、（6-1）電動力応用設備、電気加熱設備等、（6-2）照明設備、昇降機、事務機器、民生用機器が該当しますから、確認をしてください。</p>
	6	<p>該当設備がない「斜線」が入った欄を除くすべての項目の該当欄にチェックを入れてください。未チェック項目がある場合、提出時エラー表示となります。</p>
指定第9表	1	<p>当該年度にエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関し実施した省エネルギー、体制整備等の措置を入力してください。中長期計画書の内容とリンクを確認してください。</p>
指定第10表-1		<p>CO2の値は原則小数点以下を切り捨て整数値が表記されます。</p> <p>温室効果ガス量は「エネルギーの使用に伴って発生するCO2（実排出係数で算定したガス量）」です。</p>
指定第10表-2		<p>電気事業者及び熱供給事業者が該当します。</p>
指定第10表-3		<p>特定第12表4 に同じ</p>
指定第10表-4		<p>法律に定める算定方法又は係数と異なる値を使用する場合に入力します。</p> <p>特定12表5とリンクしています。</p>
指定第10表-5		<p>（権利利益の保護に係る請求）の有・無 のいずれかを○で囲んで下さい。</p> <p>情報公開が原則なので通常は「権利利益の保護に係る請求は無」です。</p> <p>詳しくは定期報告書記入要領138頁を参照してください。</p>

6. 報告書出力

★アプリ版ツール

- (1) 報告書出力の前に「その他の情報入力」各表にエラーがないか確認します。赤字の表があれば該当表をクリックしエラー内容確認し修正します。赤字の表がないのを確認します。
- (2) 「報告書出力」「提出前チェック」提出前チェックリストを確認ください。
- (3) 「提出書類の出力」で提出先、出力する報告書を選択
必要報告書：特定-第1表～12表 及び 特定第10表及び第11表に記載の各工場の指定-第1表～第10表
(第11表に記載のない未指定工場の指定表の提出は不要です。)
 - a. 紙ベースの提出の場合：「PDFファイルに出力」選択し保存先を指定し保存後印刷
 - b. PDFファイルで提出の場合：「PDFファイルに出力」選択し保存先を指定し保存
 - c. 電子申請（XMLファイルで提出）：「XMLファイルに出力」を選択し保存先を指定し保存
- (4) 「保存データの出力」「全選択」「XML形式で保存」保存先を指定し保存
：修正又は次年度基本情報等に使用

☆エクセル版ツール

- (1) 印刷：特定表は「はじめに」、指定表は「STEP3」で提出用定期報告書の印刷を選択して印刷してください。
- (2) 電子申請（XMLファイルで提出）：特定表、指定表ともに「はじめに」でXML出力を選択し保存先を指定し保存
なお、Excelの「ファイル」「Adobe PDFとして保存」機能を用いればPDF保存も可能です。

Ⅱ. 中長期計画書の作成
(様式が変わっています新様式で作成願います)

1. 中長期計画書記入要領について

中長期計画書の作成の詳細は資源エネルギー庁HPで確認をしてください。

「省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書(特定事業者等)記入要領（令和2年3月31日改訂）」P 143以降

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuorvo.pdf

2. 作成ツールの準備

- 中長期計画書作成用エクセル

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#aa03

- 中長期計画書（様式8）Word版

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/index.html

3. 中長期計画書作成

表紙	1	宛先は中国経済産業局長及び設置している全ての工場等に係わる事業所管省庁に提出してください。
	2	氏名欄には「住所」「法人名」「法人番号」「代表者役職名」と「代表者名」を記載し、代表者印（例：○△株式会社代表取締役社長印）を押印してください。（法人名称記載もれ、社印の押印例があります）法人番号は国税庁法人番号公表サイトのHPで確認出来ます。 http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
I 特定事業者の名称等		
	1	エネルギー管理企画推進者が未選任の場合は、作成者の氏名の後に（作成実務者）、修了番号欄に選任中と記載してください。
	2	「 中長期計画書の提出免除の希望 」の欄には次の条件を満たして提出免除を希望する場合に✓又は■を記入してください <ul style="list-style-type: none"> • 事業者クラス分け制度において、2019年度S評価 • 今年度提出の定期報告書がSクラス相当 （努力目標達成又はベンチマーク目標達成（ベンチマーク対象事業エネルギー量が事業者全体の50%以上））
	3	「 本計画書の計画期間 」中長期計画書の計画期間を基本的には 3～5年を目安 に記入してください。 なお、 Ⅱの計画期間と整合を取ってください。 計画期間の最終年度までには中長期計画の提出が必要なため、計画期間が2年間の場合、目標をクリアしても次年度（計画期間最終年度）の中長期計画書の提出が必要となります。
Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果 （B：ベンチマーク対象事業者以外記入不要）		
1. 前年度のエネルギー使用量等の報告		
	1	「エネルギー使用量」今年度の定期報告（昨年度の実績）におけるエネルギー使用量（定期報告書 特定-第2表）の合計の数値を記入
	2	B「ベンチマーク指標の状況」等 今年度の定期報告におけるベンチマーク指標の状況（定期報告書 特定-第6表）の該当事項・数値を記入 <ul style="list-style-type: none"> • 電力供給業は、ベンチマーク指標のうちA指標とB指標を別の行に記入 • 複数のベンチマーク対象業種を記載する場合は、行を追加してそれぞれ記入
2. ベンチマーク指標の見込み		
	1	B 本計画書の計画期間中の各年度と、ベンチマーク指標の見込みを、当年度（西暦）を左端に年度順に記入 <ul style="list-style-type: none"> • 計画期間が5年未満の場合、空欄には（-）を記入

3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

	<p>内容 エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関し計画した省エネルギー活動等の措置について、可能な範囲で記入</p>
1	<p>中長期計画作成指針 計画する措置が、中長期計画作成指針に記載がある場合、該当する項番を記載。なければ斜線を引いてください。</p> <p>○中長期計画作成指針 次の4種類の業種に対し作成・制定されています。 ・専ら事務所 ・ 鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業 ・製造業 ・ 上水道業、下水道業及び廃棄物処理業 中長期計画の作成における具体的な検討対象として、各特定事業者等が投資をすべき設備等が掲げられています。</p> <p>(中長期計画作成指針 今年度見直し内容) ・「大きな省エネポテンシャルを有し今後普及が期待出来る設備等」を追加 ・「すでにほとんどの事業所で導入されている設備等」「さらに高効率な技術が普及しつつある等現在ほぼ使われていない設備等」を削除 ・最新の技術水準を踏まえた、求める性能の見直し</p> <p>https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html#a02</p>
2	<p>着手時期、完了時期 ・計画する措置（設備等）の新設・改造に着手した年月を上段に、稼働を開始した年月を下段に記入し（〇年〇月単位（西暦））。 ・合計および原単位削減効果の欄には、計画する措置の効果が全て発現する年度（西暦）を記入</p>
3	<p>エネルギー使用合理化期待効果（原油換算kl/年） ・計画する措置による省エネ効果を記入。 ・計画内容が複数の業種に共通的な改善に資する場合は、期待効果を合算して表記するか、ベンチマーク対象とそうでないものに分けて（行を分けて）表記。</p>
4	<p>B ベンチマーク対象 ・計画する措置が、ベンチマーク指標の状況の改善に資する場合に、「区分」を記入。該当しない場合は斜線を記入。 ・複数の業種に共通的な改善に資する場合は、対象となる「区分」を全て記入。</p>
5	<p>新規追加 ・前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入。</p>
6	<p>合計 ・計画する措置による省エネ効果の合計を記入。 ☆エクセル様式を使うと自動計算されます</p>
7	<p>B 合計 [うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果] ・省エネ効果の合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入。 ・計画内容が複数の業種に共通的な改善に資する場合は、期待効果を案分して合計。 ・複数の業種がある場合には、行を追加してそれぞれ記載。</p>
8	<p>原単位削減期待効果 (%) = 合計 ÷ エネルギー使用量 × 100 ☆エクセル様式を使うと自動計算されます</p>
9	<p>B 原単位削減期待効果 [うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果] = 合計 [うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果] ÷ 対象事業のエネルギー使用量 × 100 ・複数の業種がある場合には、行を追加してそれぞれ記載。</p>

Ⅲ その他エネルギー使用合理化に関する事項

1	<p>定量的に記入できないエネルギー使用の合理化に向けた計画「取組方針の制定、体制の整備、全社への管理体制への動き、再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）、管理標準について、その他エネルギーの使用の合理化に関する事項」等ソフトに関する事項を記載してください。</p>
---	---

Ⅳ 前年度計画書との比較

1	<p>「削除した計画」 前年度報告書のⅡ・Ⅲの計画で、今年度は計上していない計画について状況確認 「実施して完了した計画」 （複数年間にわたる計画の2018年度分の実施完了を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2018年度期中に策定し実施した計画」※ 「費用対効果が低く実施を見送った計画」 「計画を見直して新たな計画に変更した時の旧計画」 「中止した計画」 <ul style="list-style-type: none"> －「計画通り実施完了」 －「期中に計画し実施完了」 －「他を優先し中止」 －「計画変更につき削除」 －「効果が少なく中止した」 －「経営計画から、計画を順延した」
---	---

【記入例】

ベンチマーク対象事業者項目(ベンチマーク対象事業者以外記入)

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

今年度の定期報告書 特定一第2表 より転記

1. 前年度のエネルギー使用量等

エネルギー使用量 (原油換算 kl)	1,000,000	①
-----------------------	-----------	---

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量(原油換算 kl)	②
3	セメント製造業	4,000 MJ/t	500,000	
6 B	ソーダ工業	3.20 GJ/t	200,000	

2. ベンチマーク指標の見込み ベンチマーク指標の期待効果を反映させる

区分	ベンチマーク指標の見込み(単位)					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	目標年度 2030年度
3	3,990 MJ/t	3,980 MJ/t	3,970 MJ/t	3,900 MJ/t	3,800 MJ/t	3,739 MJ/t
6 B	3.20 GJ/t	3.19 GJ/t	3.19 GJ/t	3.15 GJ/t	3.10 GJ/t	3.00 GJ/t

内容欄の項目が「中長期計画作成指針」に記載されているか確認、記載されていれば該当項番を記載、なければ/線

3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	着手時期 完了時期	合理化期待効果 (原油換算 kl/年)	ベンチマーク 対象	新規 追加
プレヒータ 断熱強化	製造業 2 (3)	A工場 B工場	20年4月 20年9月	1,000	3	
リーク低減	/	A工場 B工場	21年1月 21年3月	500	3	
ファン	製造業 1 (6)	A工場	21年10月	1,500	/	

高効率ボイラ 新設・更新	製造業 1 (1)	A工場	29年4月 30年3月	5,000	6 B	○
合計			2030年度	35,000 kl	③	/
	うちベンチマーク指標対象範囲 の期待効果 (区分3)		2030年度	23,500 kl	④	/
	うちベンチマーク指標対象範囲 の期待効果 (区分6 B)		2030年度	10,000 kl	/	/
原単位削減期待効果			2030年度	3.5 %	=③÷①×10	/
	うちベンチマーク指標対象範囲 の期待効果 (区分3)		2030年度	4.7 %	=④÷②×10	/
	うちベンチマーク指標対象範囲 の期待効果 (区分6 B)		2030年度	5.0 %	/	/

(参考) 中長期計画書の実施状況は定期報告書(次年度以降)で報告していただくこととなります
 様式第9(定期報告書)で平成3年度から変更となる表
 特定-第6表:過年度ベンチマーク指標の状況、達成率等記入項目追加
 特定-第9表3:中長期計画書記載事項の実施状況(新規)

特定-第6表 ベンチマーク指標の状況(該当する事業者のみ記入)

区分	対象となる事業の名称(セクター)	対象事業のエネルギー使用量(原油換算 kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値(単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考 1 「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。
 2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
 3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を記入すること。

$$\text{達成率} = (\text{①} - \text{②}) / (\text{①} - \text{③})$$
 ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとする。

特定-第9表
 その他事業者が実施した措置

3 中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のIIの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。